

多様な就労機会を創り、 多様な地域ニーズに応じた事業を行う 労働者協同組合

厚生労働省 勤労者生活課
労働者協同組合業務室

労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

「労働者協同組合」とは、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事することを基本原理とする法人です。これらの基本原理に従い事業を行うことで、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的としています。

令和2年12月公布・**令和4年10月施行**の労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

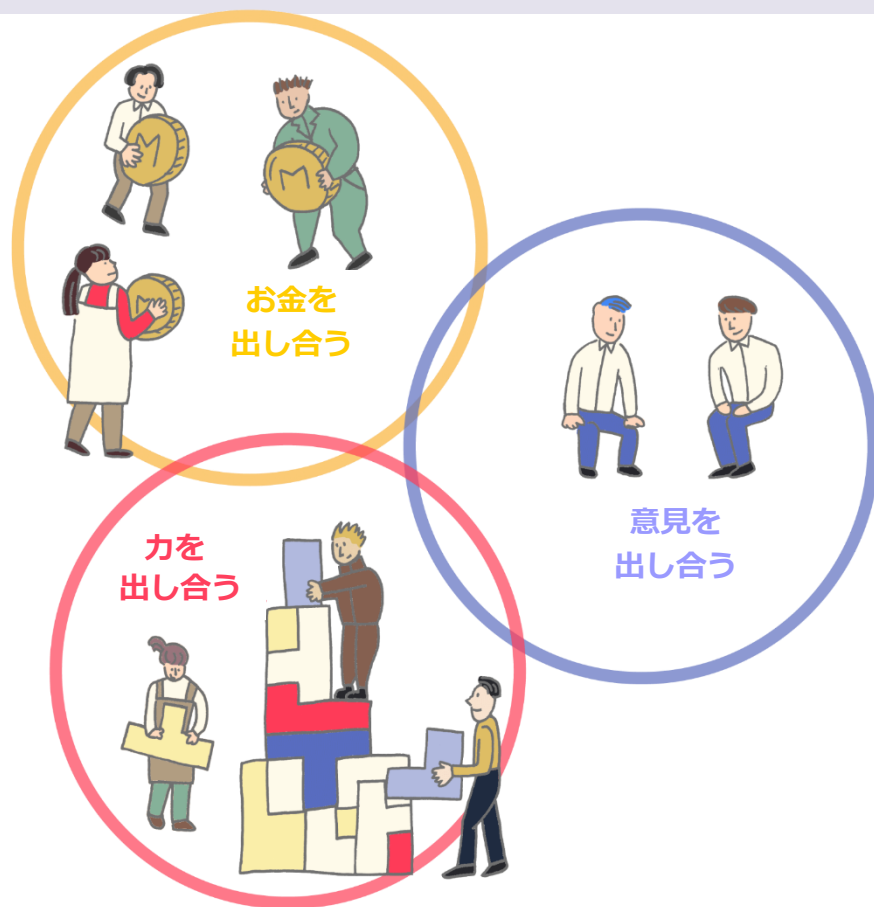
この法律では、労働者協同組合は、以下（1）から（3）の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

——— 基本原理 ———

（1）組合員が出資すること

（2）その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

（3）組合員が組合の行う事業に従事すること



労働者協同組合法成立の背景と労働者協同組合に求められる役割

背景

- 我が国では、少子高齢化や人口減少が進む中、地域において、**高齢・障害・子ども・生活困窮等の幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要**とされています。
- こうした多様なニーズに応えようとする人々は、それぞれの考え方や働き方に応じ、NPOや企業組合といった法人格を活用し、又は任意団体として法人格を持たずに活動してきました。
- しかし、NPOでは出資という仕組みがなく、企業組合では営利法人とみなされる、任意団体では個人名義でしか契約できないなど、**従来の枠組みにはいずれも課題**がありました。
- このため、**出資が可能で、非営利性を確保しつつ収益事業を行うことができる新しい法人類型**が求められてきました。



令和2年12月、**労働者協同組合法**が
全会一致で国会で成立・公布（令和4年10月施行）

【ポイント】

- 労働者協同組合は、**多様な働き方や人材の活躍を実現し、地域の課題解決や価値創造をするための選択肢**の一つ。
- 各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されている。

労働者協同組合の設立・活動状況（概要）

令和8年6月1日時点で38都道府県で計**190法人**となっています。

- ※ 北海道、青森県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
- ※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は16法人

分野の例

- ・高齢者支援
- ・店舗運営
- ・配送
- ・子ども支援
- ・広告物や映像制作、イベント企画
- ・食品製造・販売
- ・障害児・障害者支援
- ・困りごと解決支援
- ・建設・土木・造園（緑化）
- ・家事・清掃
- ・農産物の生産等
- ・人事・コンサルタント業
- ・キャンプ場経営等

※地域の医療・介護・福祉、小売・物流に加え、見守りや家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと支援」といったエッセンシャルサービスを主要な事業とする組合が、全体の約7割を占めている。

設立方法の内訳

企業組合からの組織変更
→27法人
NPO法人からの組織変更
→15法人

組織変更

42

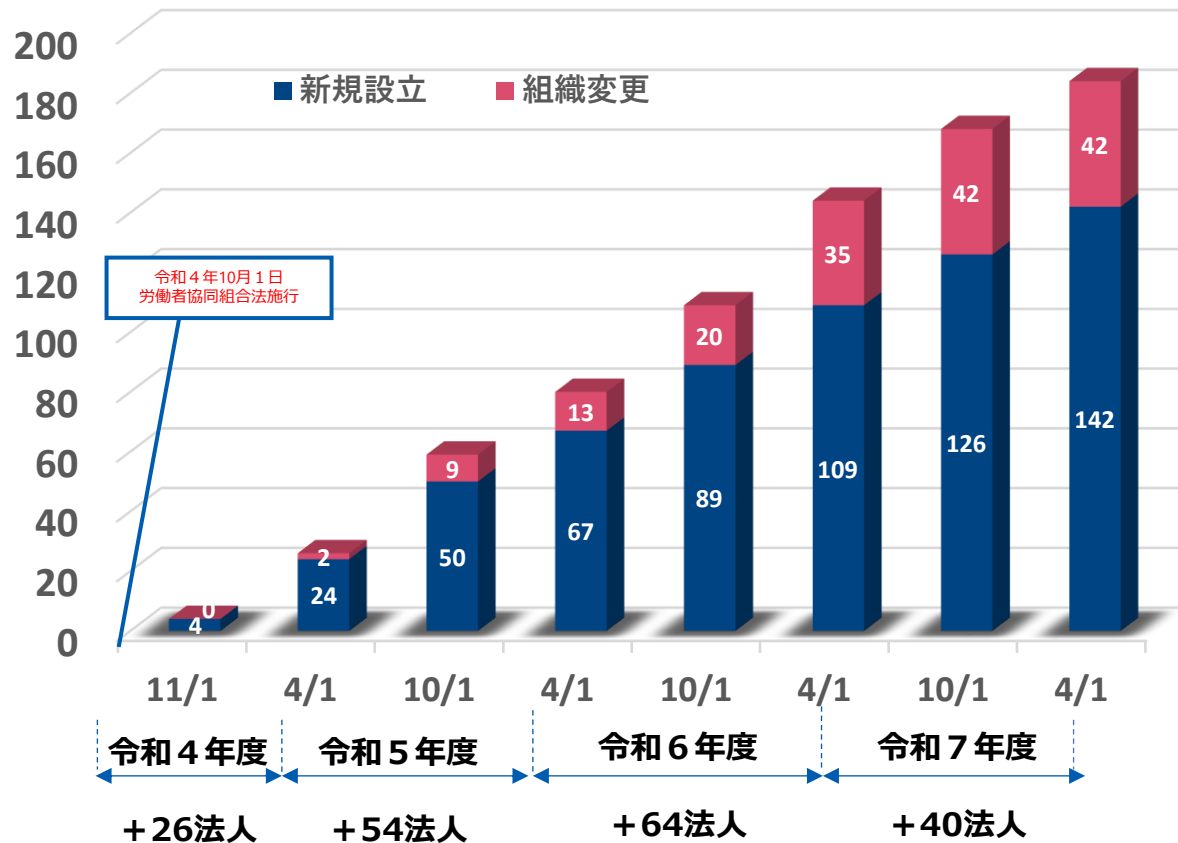
新規設立

148

※企業組合又はNPO法人から労働者協同組合への組織変更は、時限的措置として認められていたものであり、令和7年9月末をもって終了している。

(法人数)

労働者協同組合法人数推移



労働者協同組合の主な特徴

1 目的・事業

- ・**労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能**。 ※ 許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
- ・組合員の経済的利益（働く場の確保や経営の合理化）を目的とする企業組合とは異なり、**持続可能で活力ある地域社会の実現が目的**。

2 出資原則

- ・出資を受けられず、会費や寄付が中心のNPO法人とは異なり、**組合員が出資**。
- ・出資の偏りを防ぐため、**一人の組合員が持てる出資口数は全体の原則25%まで**。

3 意見反映原則

- ・株式数に応じて「一株一票」の株式会社とは異なり、出資口数に関わらず、**組合員には平等に一人一個の議決権**。
- ・組合員の意見反映方策の**定款への明記**と、意見反映方策の実施状況・結果の**総会報告が法定**。

4 事業従事原則

- ・構成員が個人又は法人であるNPO法人や株式会社とは異なり、**組合員は、個人のみ**。
- ・構成員の事業従事が不要であるNPO法人や株式会社とは異なり、**総組合員数の5分の4以上の事業従事が必要**。
※ 剰余金の配当について、NPO法人（配当不可）や株式会社（出資配当）とは異なり、**事業に従事した程度に応じて行う（従事分量配当）**。利益を追求しない、又は収益事業を行わないという意味ではなく、出資配当（出資に応じた配当）を行わないという意味で、「**営利を目的としてその事業を行ってはならない（非営利）**」ことが法律上規定。

5 労働契約の締結

- ・組合と組合員（代表理事・監事等を除く。）との間で、**労働契約の締結が必要**。 ※ 組合員には、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用。
- ・労働契約を締結する組合員が、全組合員の過半数であることが必要。

6 設立要件・手続き

- ・10人以上が必要なNPO法人とは異なり、**3人以上で設立可能**。
- ・NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）とは異なり、**法律の要件を満たし登記をすれば、行政庁の関与無しに法人格が付与（準則主義）**。

他の法人類型と比較した労働者協同組合の特徴 ～社会性と事業性の両立～

労働者協同組合は、**社会性※1と事業性※2を両立**させつつ、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人。

※1 多様な就労機会の創出や地域ニーズの充足 ※2 事業収入による自立的運営

 営利性 ↓ 非営利性	原則株式数に応じた配当	株式会社	 社会・経済の 持続的な発展
	出資配当	企業組合 ※年2割までの出資額に応じた配当。なお剰余があるときは、従事分量配当。	
	従事分量配当 ※事業に従事した程度に応じた配当	労働者協同組合	
	配当不可	一般社団法人、NPO法人	

	株式会社	企業組合	労働者協同組合	一般社団法人	NPO法人
目的	営利	組合員の経済的地位の向上	持続可能で活力ある地域社会の実現	定款で規定	不特定多数の利益増進
事業	あらゆる事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業	労働者派遣事業以外	あらゆる事業	特定非営利活動（保健・医療・福祉等20分野）
出資	株主による出資	組合員による出資	組合員による出資	不可 ※経費・寄附・基金が中心	不可 ※会費・寄附が中心
議決権	1株1個	1人1個	1人1個	原則1人1個	原則1人1個
構成員の意見反映	一定の事項は株主総会で決議	一定の事項は総会で決議	・一定の事項は総会で議決 ・意見反映方策を定款に明記 ・意見反映方策の実施状況・結果を総会に報告	一定の事項は社員総会で決議	一定の事項は社員総会で決議
構成員	個人・法人	原則個人	個人	個人・法人	個人・法人
事業従事比率	—	総組合員の2分の1以上	総組合員の5分の4以上	—	—
剰余金の配当	原則株式数に応じた配当	・年2割までの出資配当 ・従事分量配当	従事分量配当	不可	不可
構成員数	1人以上	4人以上	3人以上	2人以上 ※設立時	10人以上
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義

【参考】目的と協同性の観点からのマトリクス

目的 \ 協同性(事業従事原則)	あり	なし
公共的利益	労働者協同組合	NPO法人
経済的利益	企業組合	株式会社

特定労働者協同組合の概要

特定労働者協同組合とは、労働者協同組合のうち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けた組合のことで、概ねNPO法人並みの税制上の措置が講じられています。

都道府県の認定を受けるために必要な基準

- ① 定款に、**剰余金の配当を行わない**旨の定めがあること。
- ② 定款に、**解散時に組合員に出資額限度で分配した後の残余財産が国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合に帰属**する旨の定めがあること。
- ③ ①②の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- ④ 各理事の親族等の関係者が理事総数の3分の1以下であること。

※ 特定労働者協同組合の認定申請のためには、まずは通常の労働者協同組合を設立する必要があります。

税制上の措置

- **法人税**について、各事業年度の所得のうち**収益事業から生じた所得以外の所得**について、**非課税**。
- 出資金の額が1千万円を超えると税率が上がる**法人住民税均等割**について、出資金の額にかかわらず**最低税率が適用**。
- 出資金の額が1億円を超える普通法人に適用される**法人事業税外形標準課税**について、**非課税**。
- 公益法人等の軽減税率及び寄付金の特例（※）については適用されず、普通法人と同様の扱い。
※寄付金控除制度及びみなし寄付金制度。

	NPO法人	特定労働者協同組合	労働者協同組合
法人税法上の位置付け	公益法人等	公益法人等	普通法人
法人税の課税対象	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に課税
法人税率	<ul style="list-style-type: none"> ・年800万円以下の部分 →15% ・年800万円超の部分 →23.20% 	<ul style="list-style-type: none"> ○資本金1億円以下の法人 <ul style="list-style-type: none"> ・年800万円以下の部分 →15% ・年800万円超の部分 →23.20% ○上記以外の法人 →23.20% 	<ul style="list-style-type: none"> ○資本金1億円以下の法人 <ul style="list-style-type: none"> ・年800万円以下の部分 →15% ・年800万円超の部分 →23.20% ○上記以外の法人 →23.20%
寄附金の特例	なし	なし	なし
法人住民税（均等割）	最低税率	最低税率	資本等の金額や従業者数に応じて税額が増加

令和8年度当初予算案 75百万円 (80百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

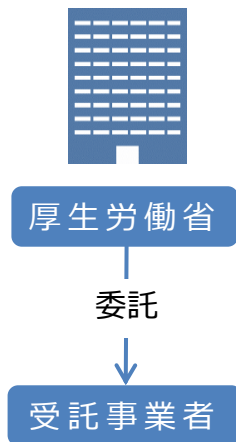
労働保険特別会計		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
	約2/3		約1/3

1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
 - 令和8年度は、法施行から3年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な知見の情報提供・発信等を行う。
 - また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援するとともに、報告書に事業の成果等をまとめ全国展開を図る。
- ※ 労働者協同組合:令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事することを基本原理とする法人。

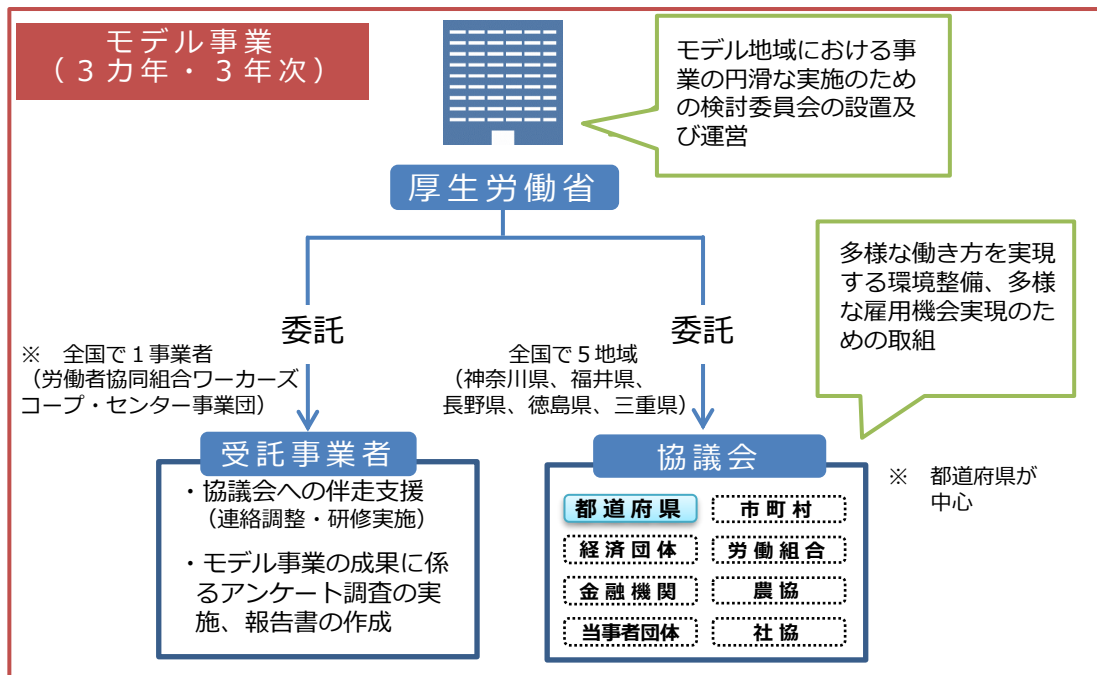
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援



普及啓発事業

- ・ 特設サイトの運営
- ・ 好事例動画の作成・周知
- ・ メールマガジンの発行
- ・ オンラインセミナー 等



普及啓発事業の主な取組

- 特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」において、好事例動画（20本超）・記事（30本超）、Q & A、基礎的パンフレット等を掲載
- メールマガジン「ろうきょうマガジン」による最新トピックの定期配信
- 注目テーマごとのオンラインセミナーの開催（毎回約200名参加）
- 労協の運営に関係する主な支援制度を整理した「労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット」の作成（令和7年10月）
（厚生労働省の助成金、中小企業庁の補助金・よろず支援拠点、日本政策金融公庫及び福祉医療機構の融資施策）
- 労協の「設立から運営まで」を体系的に整理した手引書「ろうきょうガイドブック」の作成（令和8年2月）

好事例の動画や記事

労働者協同組合の活動事例



労働者協同組合はんしんワーカーズコープ（令和5年4月設立）
2023年5月29日
はたらくをもっと楽しく、共創する地域を目指して兵庫県尼崎市の南の端、阪神工業地帯の少し北にある阪神尼崎駅近くの商店街に、様々な事業を行う団体があります。設立は2014年。同じ商圏で働いていた7人のメンバーで立ち上げ高画[...]

続きを読む



労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 仙台地域福祉事業所けやきの社（令和5年4月設立）
2023年5月15日
こどもたちをまんまかに 地域のみんながふれあう交流広場～仙台地域福祉事業所けやきの社は、2009年4月に開所し、今年で14年目。主に仙台市からの指定管理事業を行っています。現在は、児童館8館、子育てひろば1館、院内保育所1箇所、中高生の居場所の運営を行っています。[...]

続きを読む



CampingSpecialist労働者協同組合（令和4年10月設立）
2023年3月25日
CampingSpecialist労働者協同組合は、キャンプ場の運営や野外活動を通じて、荒れ地を「持続可能な愛される土地」に、「多様な仕事が生まれることで、あらゆる人材（人材）に価値を創り出す」ことを目指して活動しています。2021年に当初NPO法人として[...]

続きを読む

主な情報提供資料

- パンフレット「知ろう はじめよう ろうきょう」
- リーフレット「成立の届出が必要です」
- 労働者協同組合法に係る手引き
- 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット
- ろうきょうガイドブック

「ろうきょうガイドブック」の公表（令和8年2月）

厚生労働省において、労働者協同組合の「設立から運営まで」を一冊で体系的に整理した手引書を作成しました。



「ろうきょうガイドブック」の目次

1、労働者協同組合という働き方

1-1 労働者協同組合でできること

-出資・意見反映・事業従事の三位一体を基本原理とした主体的な働き方

1-2 労働者協同組合だからできることー他の法人類型との比較

2、労働者協同組合を設立しよう

2-1 最初に決めるべきことは？

2-1-1 設立の基本項目を話し合う

2-1-2 なぜ設立するのか？何の事業を行うか？設立趣意書の作成

2-1-3 誰と一緒にやるのか？誰が何を担うのか

2-1-4 出資金はどれぐらい必要？出資金の目安

2-2 事業のルールを知ろう～労働者協同組合でできること、できないこと

2-3 事業計画のポイント～事業計画の作成～

2-4 収支計画のポイント～収支計画の作成～

2-5 設立に必要な手続や書類

2-6 定款作成時のポイント

3、労働者協同組合を運営しよう

3-1 3つの原理に則る運営

3-1-1 出資・意見反映・事業への従事

3-1-2 組合員の権利と責務・義務

3-2 労働者協同組合の各機関の役割と運営(総会・理事会・監査)

3-3 労働者協同組合の労務管理

3-4 コンプライアンスについて

3-5 設立後の運営について～持続可能な運営を行うためのポイント～

3-6 事業年度終了後の手続について

3-7 労働者協同組合の解散について

4、特定労働者協同組合について

5、各種チェックリスト

チェックリスト①設立時に各段階で行う事項と必要な書類

チェックリスト②設立後の実務と必要書類

チェックリスト③労務管理、コンプライアンス

★厚生労働省HP及び特設サイトにて公開

→https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

令和8年度 労働者協同組合に係るオンラインセミナー（全4回）

労働者協同組合で実現する地域課題の解決と多様な働き方をテーマとしたセミナーを開催します。ぜひご参加ください！！

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第1回 第2回 第3回 第4回

オンライン開催
参加無料
※事前申込制

ろうきょうオンラインセミナー

誰かを支えながら 自分も働く 地域共生社会

～労働者協同組合で広がる 介護・障害・子ども支援～

日程
7/16 木
14:00-16:00

2022年10月からスタートした新しい
法人制度「労働者協同組合（ろうきょう）」
を活用した、自分らしい働き方、地域
づくりが広がっています。

プログラム

- 労働者協同組合の概要
池田 陽平（厚生労働省 雇用環境・均等局勤労者生活課 労働者協同組合業務室長）
- 地域共生社会の実現に向けて
南 孝徳（厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室副室長 / 生活困窮者自立支援室長）
- 基調講演
堀田 聡子（慶應義塾大学大学院 健康マネジメント研究科教授）
「誰かを支えながら 自分も働く 地域共生社会
～労働者協同組合で広がる 介護・障害・子ども支援～」
- 事例紹介
・エイトバードカンパニー労働者協同組合（東京都板橋区）
・労働者協同組合ワークスコープ・センター事業団
仙台地域福祉事業所けやきの社 みんなのBASE（宮城県仙台市）
- パネルディスカッション
2つの事例の取組みを
パネルディスカッションで深めます

【お知らせ】
・Zoom ウェビナーを使用したセミナーとなります。
・プログラムは一部変更となる場合がございます。

お申し込みはこちらから▶▶▶
特設サイトよりお申し込みください。
https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/online_seminar_202207

主催：厚生労働省
協力：日本労働者協同組合連合会、ワークス・コレクティブネットワークジャパン

開催スケジュール（全4回）

1	令和8年7月16日（木）14時00分～16時00分 「誰かを支えながら自分も働く地域共生社会」 ～労働者協同組合で広がる 介護・障害・子ども支援～
2	令和8年9月12日（土）14時00分～16時00分 「地域の課題解決と事業の承継・創出」 ～労働者協同組合でつなぐ地域の仕事～
3	令和8年11月11日（水）14時00分～16時00分 「地域の暮らしを支える新たな選択肢」 ～労働者協同組合で広がる小規模多機能モデル～
4	令和9年1月16日（土）14時00分～16時00分 「ミドル・シニアの活躍 多様な働き方」 ～労働者協同組合で働きがい向上～

参加申込みはこちら！！

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum>



労働者協同組合活用促進モデル事業について

実施地域	神奈川県	福井県	長野県	三重県	徳島県
------	------	-----	-----	-----	-----

主な取組	周知広報	設立支援	就労支援	準備支援
	HP、SNS ちらし、メール フォーラム	相談窓口 伴走支援 ワークショップ・講習会	相談窓口 マッチング支援 面接会	職場見学 職場体験 職場実習・研修

成果	<p>モデル事業を通じて設立済みの労働者協同組合 11法人 ※さらに1法人が設立予定</p> <p>—食品製造・販売（4：食品販売、弁当・総菜の製造・販売等）、子ども支援（3：放課後等デイサービス等）、高齢者支援（2：食・栄養支援等）、困りごと解決支援（1：公共ライドシェア）、配送（1：食品・日用品配送）、農産物の生産等（1：イチゴ生産・販売）</p> <p>※カッコ内の数値は法人数</p>
----	--

効果的な取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村や地域関係者（労福協、労働金庫、農協等）との連携（周知・協力依頼、都道府県の協議会の構成員への参加促進等） ○ 庁内関係部局（地域づくり、福祉、農業等）との連携（周知協力依頼等） ○ 映画上映会、マスメディア（ラジオ等）やSNSの活用 ○ 大学との連携（寄付講座を設置し、労働者協同組合の活動紹介等）
---------	--

主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知・関心不足（集客困難等） ○ 市町村ごとの温度差 ○ 経営支援のノウハウ不足 	必要な対策等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の特設サイト充実等（社会性と事業性を両立した労協可視化、エビデンス蓄積等） ○ 市町村や地域関係者との連携を実現している協議会の取組の横展開 ○ 支援策リーフレット（よろず支援拠点を含む。）等の周知・案内
------	--	--------	--

市町村の取組事例（広島県広島市：平成26年度～）

【市の概要】

人口：1,170,275人 世帯数：585,426世帯 高齢化率：26.6%

(R7.3末時点 広島市住民基本台帳データより)

現状・課題

- ・ 少子高齢化や転出超過の進行に伴い、地域の活力低下や担い手不足が課題。
- ・ 持続可能な社会の実現のためには、働く人それぞれの個性に合った多様な働き方を実現していくことが必要。

【広島市「協同労働」促進事業】

「協同労働」の仕組みを活用して、地域課題に取り組む意欲のある高齢者を中心とした協同労働団体の立ち上げを支援（平成26年度～）

⇒ 構成員のうち半数が60歳以上という年齢要件を撤廃（令和4年度～）

伴走型支援

協同労働 支援センター事業

- ・ 広島市シルバー・協同労働センターから、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団へ委託
- ・ 経験豊富なコーディネーターが事業の立ち上げから、その後の運営までの伴走型支援を実施

補助金交付

「協同労働」 個別プロジェクト 立ち上げ支援事業

- ・ 協同労働支援センターの支援を受け、具体的な事業化の目途が立った団体を対象に、外部有識者による評価（事業可能性検討会議〈年2回開催〉）等を行った後、認定された団体に補助金を交付
- ・ 立ち上げに要する経費に補助金「補助率1/2（上限100万円）」を交付
- ・ 概算払いで支給し、翌年度の5月までに精算処理

現在35の協同労働団体が活動中

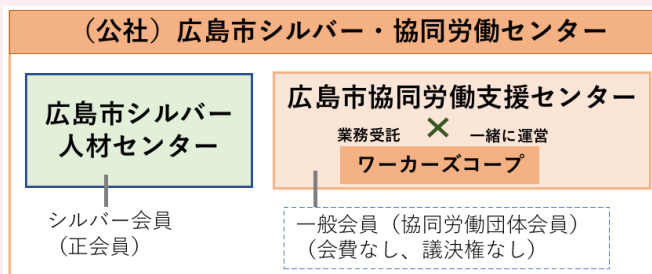
（うち1つが労働者協同組合）

事業内容

困りごと支援	22
サロン	18
農業	6
食	4
町内会等連携活動	7
子どもの居場所、学習支援	2
フリーマーケット運営	1
スポーツクラブ運営	1

★広島市協同労働支援センターについて★

- ・ 令和7年度より、シルバー人材センターと統合。
- ・ 統合の効果は以下のとおり。
 - ①両センター相互の会員数、団体数の増加
 - ②シルバー人材センター、協同労働団体の就業機会拡大
 - ③団体の人材育成、業務拡大、リスク低減、安定性・信頼性向上(シルバー人材センターが開催する研修・講習会の活用)
 - ④両センターそれぞれが持つ利用者からの声・ニーズ、地域課題を共有



(※) 地域運営組織 (RMO) との関係
「ひろしまLMO」として、全小学校区での地域運営組織の設立を推進。一部のLMOでは、協同労働団体が参加し、事業の一部を担う。

(出典) 広島市資料を元に厚生労働省にて作成

市町村の取組事例（京都府京丹後市：令和3年度～）

【市の概要】

立地：京都府の最北端 人口：50,864人 世帯数：20,138世帯 高齢化率：35.3%

(R2国勢調査)

現状・課題

- 人口減少・高齢化の進展により、限界集落の数は直近10年で3倍に。
- 行政区の機能低下により、地域活動が継続できないおそれ。
- 民業の撤退により、買い物や移動の困難、空き家の増加などの多様な地域課題が顕在化。

【地域振興の方針】

行政区の活動を下支えしつつ、地域が自ら課題を解決できる仕組みづくりを支援

守る

行政区の活動支援

課題
解決

新たな地域コミュニティ

稼ぐ

地域活動の事業化

協同労働による地域づくりの推進
(事業化による雇用創出・活動の持続性)

労働者協同組合
TANGO CREW'S

Step1

市民等対象の
研修会・相談会
(R3年度～)

Step2

相談窓口の設置
(R4年度～)

Step3

R5・6年度：設立支援コーディネーター
R5年度～：運営支援補助（補助率1/2、上限30万円（最大3年間））

労
協
設
立

13

市町村の取組（茨城県つくば市：令和5年度～）

【市の概要】

人口：258,951人 世帯数：120,200世帯

(R7.4.1時点 つくば市住民基本台帳データより)

現状・課題

- ・ 中心部は人口増加傾向だが、周辺地域では高齢化率が上昇しており、地域間のギャップが存在している。
- ・ NPO法人や市民団体の数が多く、地域に根付いた活発な市民活動を行う素地が養われている。

格差を生みずに地域に必要なサービスを地域の人たちと一緒にどうつくっていくかということを考えていく

労働者協同組合の活用によって多様な働き方により持続可能で活力ある地域づくりを目指す

地域づくりを仕事にしよう

「自分住んでいる地域をもっとよくなりたい！」「困っている人々を助けたい」という思いを仕事にしてみませんか？

令和7年度(2025年度)協同労働(労働者協同組合)について学ぶセミナー

参加無料

労働者協同組合とは、働く人が出資して組合員となり、組合員一人ひとりの意見を反映させながら運営し、共に働く新しい組織です。組合員が出資・運営・労働を担い合う働き方を「協同労働」といい、多様な働き方により持続可能な活力ある地域づくりを目指します。

オンラインは100名まで参加可能
10/21のみ会場参加者12名まで
開催日の前日10/21のみ
※会場参加者12名まで
QRコードから申し込みください。

令和6年度参加者の声

「仕組みや考えの準備が済んでいたので良かったです。」

「講演者の方の経験も聞き覚えのある言葉や質問が面白かったです。」

「労働者協同組合を立ち上げたいというイメージが湧きました。」

労働者協同組合に関する相談窓口

相談できること

- 新しい働き方である労働者協同組合に関すること
- 労働者協同組合の設立に関すること
- 労働者協同組合の設立後の運営に関すること

労働者協同組合運営費補助金

労働者協同組合を設立し、地域課題の解決や地域活性化に取り組むことで、持続可能な活力あるまちづくりの実現のための活動を支援することを目的としています。

つくば市における労働者協同組合へのサポート

労働者協同組合に関する相談窓口の設置

労働者協同組合の設立・運営等に関する相談窓口を隔週1回で設置

労働者協同組合セミナーの実施

制度や事例等を紹介するセミナーの実施

(開催実績)

令和7年度：全10回延べ89名参加
令和6年度：全8回延べ88名参加
令和5年度：全16回延べ129名参加

労働者協同組合運営費補助金

最初に交付を受けた年度を含めて5年度間のうち3回、毎年度60万円を限度として、人件費、報償費などの補助対象経費の1/2までを補助

(出典) つくば市資料を元に厚生労働省にて作成

労働者協同組合の2つの意義と具体例

①多様な就労機会の創出

○多様な働き方

- ・テレワーク等、仕事と生活・家庭を両立できる働き方
- ・シニア・ミドル世代のセカンドキャリア
- ・副業・兼業
フリーランス

栄町（労協）（沖縄県）
（労協）上田（長野県）
（労協）キフト（神奈川県）、YURAMEKI（労協）（愛知県）
（労協）こども編集部（兵庫県）

○多様な人材の活躍

- ・多様な背景（引きこもり・不登校経験等）
- ・多様な個性・特性（障害・難病等）
- ・多様な価値観や思い・こだわり（ケアワーカー等）

（労協）創造集団440Hz（東京都）
（労協）ワーカーズコープ・センター事業団 森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房（埼玉県）
（労協）うつわ（大阪府）

②多様な地域ニーズに応じた事業実施

○地域のエッセンシャルサービスの供給

- ・地域の医療・福祉（高齢・障害・生活困窮・子ども関係）
- ・小売・物流・交通等
- ・見守り、家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと」支援

（労協）ワーカーズコープちば（千葉県）、（労協）はんしんワーカーズコープ（兵庫県）
（労協）ワーカーズ・コレクティブ・キャリア（神奈川県）
（労協）うんなん（島根県）、東白川村（労協）（岐阜県）

○その他、地域の課題解決や価値創造

- ・荒廃した山林原野の再整備やキャンプ場経営
- ・休耕地・耕作放棄地の再生
- ・農産物の生産・加工・販売・ブランド化

CampingSpecialist（労協）（三重県）
つくば（労協）（茨城県）
（労協）パンプアップせきかわ（新潟県）

【参考】労働者協同組合法（令和2年法律第78号）

（目的）

第一条 この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、**多様な就労の機会を創出**することを促進するとともに、当該組織を通じて**地域における多様な需要に応じた事業が行われること**を促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

参考資料



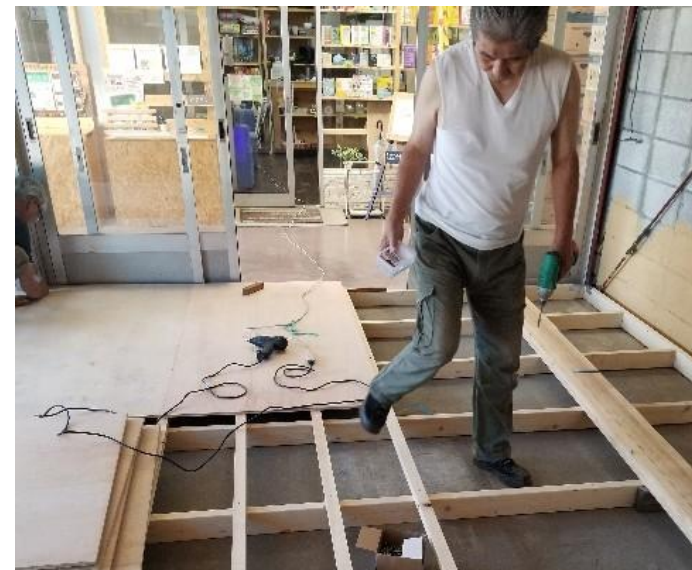
栄町労働者協同組合（令和6年7月設立）

- 沖縄県那覇市の栄町市場内でシェア型書店「栄町共同書店」を運営する労働者協同組合。
- 街の書店が減少する中、東京のシェア型書店の取組に参加していた沖縄生まれ東京在住の箱店主（シェア型書店で本棚を借りて書籍等の販売を行う）と書店の運営スタッフが出会い、沖縄でシェア型書店をつくる計画が生まれた。
- 古書の販売や商店街の活性化とまちづくり、教育・学術及び文化の振興に資する事業も行っており、**市場や行政だけに頼らず「自分たちに必要なものは、自分たちで作る」経験を広める**ことを目指している。
- **メンバー6人のうち3人が沖縄在住、3人は東京在住。ミーティングは月2回（基本的にはオンライン）。**
- 日常的な業務連絡は、全員が参加するSNSグループ上で行うとともに、店舗の売上や在庫、経営状況はオンラインストレージで共有。
- 今後は沖縄の中でも色濃い共同性を残す栄町市場について箱店主、一般の人にも知ってもらおう取組を広げていきたいと考えている。



労働者協同組合上田（令和5年3月設立）

- 長野県上田市で、経験豊かな高齢者がいきいきと働く場を作ろうと、任意団体を立ち上げ、その活動の中から、事業性が見えた営繕に関する事業を労働者協同組合として法人化。現在、営繕に関する仕事を中心に事業を展開。
- 活動の目標は「**第二の人生を私たちが主役となって、地域の課題や問題を解決していく仕事の担い手になる。そして、次の人たちに継いでゆく**」こと。
- 楽しく仕事ができることを大切に、誰かから命令されてやるのではなく、自らが主体的に取り組むことを大切にしている。
- 企業等を退職したシニア層が中心だが、退職後も見据えて副業として参加しているメンバーもおり、地域の女性たちも参加している。
- さらに、地域包括支援センターなどの関係者と連携し、地域の高齢者の困りごと解決（庭木の手入れ、家の片付け、エアコンのクリーニング、通院や買い物の支援など）のサービスも行うとともに、地域の遊休農地を活用した穀物の栽培や商品開発などにも取り組んでいる。



労働者協同組合キフクト（令和5年4月設立）

- 神奈川県大和市で設立し、神奈川県および東京都で庭や植物に関するさまざまなサービスを提供している労働者協同組合。
- 人間らしい生き方をしたいとの思いを実現するために、皆で出資し、皆で働き、皆で運営する労働者協同組合という組織形態を選択。
- メンバーの一名が個人事業として造園を行っていたことから、この分野から事業を開始。メンバーは様々なバックグラウンドを持ち、長年企業で勤めてきた人もいれば、**個人で屋号を掲げて事業を営んでいる人、フルタイムの職に就いている人、NPOの活動に参加している人など、副業・兼業として労働者協同組合キフクトの活動に参加しているメンバーも複数在籍。**
- 主に戸建て住宅の庭園設計や施工、手入れなどがメインとなっている。私有された空間としての庭だけでなく、広く公共の緑にも関わっていきたいと考えている。
- 常に結果を出し続けていくというキャリアでなく、労働者協同組合が「働く」ことを選択肢の一つになれば、若い人たちも少し安心できるのではないかと考えている。



YURAMEKI労働者協同組合（愛知県）

- 設立年月日 令和6年10月15日
- 業種・事業内容 宿泊業、飲食サービス業（宿泊施設運営・管理、空き家利活用等）
- 組合員数（年齢構成） 総数10人（20代～60代、特に40代6人）
- 資産 3百万円 うち出資金 1百万円 売上高8百万円 収支 黒字（1百万円）
- 事業所・拠点数：1か所（新城市）
- 沿革・経緯
 - ・**新城市職員人材育成研修**において、地域課題を「稼ぐ力」で解決する実践として市長プレゼン。
 - ・地域課題（空き家増加、関係人口不足等）に対応するため、**労働者協同組合の理念（出資・意見反映・従事の一体性）と住民自治の理念が合致し、市職員が中心で設立・兼業。**
- 特徴
 - （多様な就労機会の創出の観点）
 - ・市職員の兼業・副業に加え、主婦、民間勤務者など、**多様な働き方**を受け入れる柔軟な設計。
 - ・業務を「クエスト（課題）」として可視化し、民泊の清掃、チェックイン対応、企画、広報等を**難易度・所要時間に応じて組合員が主体的に選択・参加**できる仕組みを構築。
 - （多様な地域ニーズの充足の観点）
 - ・**空き家を民泊として活用**することで、**地域外からの来訪者（関係人口）を創出し**、地元事業者との連携、食事・資材調達等を通じて**地域経済への波及効果**を創出。
 - ・**地域住民との合意形成を重視**し、民泊運営を「地域社会と共生する形」で実施することで、観光・交流と生活環境の調和を図っている。
 - ・将来的には、耕作放棄地の管理、農業支援、公共交通・ライドシェアなど、**多様な地域課題への事業展開を視野**に入れている。



※情報は令和8年3月末時点

労働者協同組合こども編集部（令和5年3月設立）

- 兵庫県神戸市で、地域のお店や個人、公共施設等から依頼を受け、こどもたちにメディア（伝えるもの）作りの機会等を提供。
- 令和2年、「学校でも部活でも塾でも習い事でもない、こどもたちが素の表情で繋がることができる場所をつくりたい」という思いに引き寄せられるように、様々な技能を有するフリーランスのメンバーが集まった。
- 大人もこどもも、関わるすべての人が一緒に成長できる場所にしたいと、集まるメインミッションを「メディア作り」とする。
- これまで任意団体として活動してきたが、労働者協同組合における、メンバー一人ひとりが協力して働く「協同労働」の理念に惹かれ、令和5年3月に労働者協同組合を設立。
- 編集部員（こども）が、大学のゼミの様に興味がある内容に分かれて制作・活動を行うプロジェクト活動と、外部から広く参加者を募り、取材や文章だけではない、幅広いテーマで開催する勉強会やワークショップの活動がある。
- 今後、共感してくれる仲間や地域とともに活動を広げていきたいという。



労働者協同組合創造集団440Hz（令和5年6月設立）

- ・東京都新宿区で、映像制作やWebサイトの制作、パンフレットやチラシ等のデザイン制作を行っている団体。不登校やひきこもりを経験したことのある方たちが集まり、事業を運営している。
- ・代表は中学校で不登校を経験し、フリースクールを経て、同じような経験をした若者が集まるオルタナティブ大学「TDU・雫穿大学」に入学。そこで出会った仲間とともに映像制作の手法を学びながら、映像制作会社のインターン参加や、児童館の紹介映像等の制作などを請け負い、経験を積むことで働くことへの自信を得ていった。
- ・卒業後は「自分達にあった働き方を求めて、既存の会社に入るより起業した方が早い」と考え、2010年に株式会社を起業。
- ・株式会社でありながら、全員で意見を出し合い、お互いを尊重する働き方を大切にしていたが、労働者協同組合が自分達の目指す働き方に近いと感じたことから、2023年6月に労働者協同組合を設立。
- ・毎週、全員参加の話合いで、みんなで意見を出し合いながら事業を行っているが、それぞれがアルバイトなどで傷ついた経験があることから、仕事で無理をしそうなときはお互いにフォローし合い、また、働くことのみならずそれぞれの人生を大事にしながら活動を行っている。



労働者協同組合うつわ（令和5年3月設立）

- 大阪府大阪市で、志を同じくする仲間の訪問介護事業所の管理者やサービス管理責任者、登録ヘルパーが集まり、訪問介護事業を行う労働者協同組合を設立。
- 以前までの職場では上司や同僚との介護に対する考え方の違いなどを感じており、自分たちが追い求める理想的な介護を行いたくても組織の方針に従わなければならない場面もあり、自分たちが理想とする介護のできる法人を立ちあげたいと思っていた。
- 一人ひとりが対等の立場で話し合いを大切にする労働者協同組合の働き方に着目し、調べていく中で、大阪府主催のセミナーに参加して、法人設立へ。
- より良いケアの追及のためには考える時間や話し合う時間をとり、一方的な意見ではなく、みんなの意見を取り入れ、ケアの実践に生かしていくことが必要不可欠。
- 以前までの職場では実践できなかったケアの質をみんなでも追求できる働き方に、本来あるべき介護の姿、介護事業の未来を感じているという。



労働者協同組合ワーカーズコープちば（千葉県）

- 設立年月 1987年3月（2022年12月に企業組合から組織変更）
- 業種・事業内容 建物等維持管理業、倉庫業、老人福祉・介護事業等
- 組合員数（年齢構成） 総数240人（10代～80代、特に65歳以上約90人）
- 資産 約1.5億円 売上高 約5.9億円 収支 +約1,600万円
- 施設等 本部（船橋市高根台）ほか11拠点（居宅・訪問介護ケアステーション等）
車両運搬具、オフィス器具等の設備

沿革・経緯

- ・ 1987年、自治会等の住民有志が、中高年失業者の働く場づくりを目的に、**任意団体**を設立。
- ・ **清掃・物流**等の身近な仕事から活動開始。2000年施行の**介護保険制度の事業**を運営するため、2002年に**企業組合**を設立。労働者協同組合法の成立を受けて、2022年に**組織変更**。

特徴

（多様な就労機会の創出の観点）

- ・ ビルメン、物流、清掃、**介護・障害福祉、子育て支援**等、幅広い分野で働く場を用意。
- ・ **10代から80代まで240名**が参画し、スキルやライフステージに応じた多様な働き方を実現。

（多様な地域ニーズの充足の観点）

- ・ 近年、**生活困窮者支援を強化**し、自立相談・就労準備・居住支援等の伴走型支援も展開。
- ・ 「フードバンクちば」による食品提供や「制服バンク」によるリユース等、地域の**貧困問題**に対応。

※情報は原則2025年3月時点



労働者協同組合はんしんワーカーズコープ（令和5年4月設立）

- 阪神尼崎駅の近くの商店街を拠点に、高齢者や子どもの居場所づくり、商店街の活性化や住民のコミュニティづくり、高齢者の生きがい就労事業まで幅広く事業を実施。
- 設立当初は組合員の前職の造園と、地域のニーズが高かった介護事業から始まったが、地域や住民の要望に応える形で事業の幅が広がった。
- 皆で話し合いを繰り返し、頭にピンポン玉を乗せて自転車を押して歩く「押しチャリンピック」や、尼崎城再建をきっかけとして始まった「刀（カタナ）トング」による清掃活動など、工夫を凝らしたイベントを行っている。
- 令和4年4月には兵庫県尼崎市「高齢者生きがい就労事業」を受託。前身事業では軽作業の提供が主体であったものを事業転換し、生きがい就労の提供やマッチング、生涯学習、高齢者に特定しない新しい地域づくりの場としての多世代交流などを実施。利用者数増や利用者の自主的な意見や話し合いが活性化。
- これからは、サロンや自治会など地域の中でも支えあう仕組みとして「生きがい・はたらく」場を作り出し、住民自治を可能にする行政と民間の協働をめざしている。



労働者協同組合うんなん（島根県）

- 設立年月 2024年2月
- 業種・事業内容 公衆浴場業、サービス業（地域の困りごと支援）、農業サービス業等
- 組合員数（年齢構成） 総数43人（40代～80代、特に65歳以上28人）
- 資産 350万円 売上高 1,600万円 収支 +130万円（2025.3月末時点）
- 施設・設備等：延床100㎡、事務は賃貸
- 沿革・経緯

- ・ 小規模多機能自治を推進する島根県雲南市において、2006年、地域自主組織「躍動と安らぎの里づくり鍋山」（躍動鍋山）を任意団体として設立。

- ・ **事業性が高く、地域内外で広く推進すべき事業を切り離し**、2024年に労協を設立。

特徴

（多様な就労機会の創出の観点）

- ・ 草刈りや除雪から温泉施設運営まで、幅広い仕事を組み合わせる**多能工型の就労機会**を提供。
- ・ **高齢者だけでなく、子育て世代を含む住民も**、それぞれのライフスタイルやスキルに応じて参画。

（多様な地域ニーズの充足の観点）

- ・ 高齢化が進む地域で、**暮らしの困りごと支援（草刈、除雪、立木伐採、家の片付け等）、移動支援、水道検針等、生活インフラ**を包括的に担い、「最期まで安心して暮らせる地域づくり」に貢献。
- ・ **利用料**によるサービスだけでなく、**行政の指定管理**（温泉施設運営等）や**農村RMO**（農林水産省推進の地域運営組織）との連携（農地管理業務受託）等、多様な事業形態を展開。
- ・ 地域の多様で高度なニーズに応えながら、**事業の領域を年々広げ**、専門的かつ総合的に発展。



東白川村労働者協同組合（令和5年4月設立）

- 岐阜県加茂郡東白川村を中心としたエリアで、今までは自分でできていたが、高齢となりできなくなった、そんな「地域の困りごと」を少しでも解消したいと設立。
- 草刈り、茶畑の管理代行を軸に事業を行っており、今後は生活支援・移動支援、家の片付け、空き家の管理などにも事業を広げる予定。
- メンバーは、東京からの移住者でITプログラマー、元地域おこし協力隊として同様に東京からの移住者で現在喫茶店を経営している方、地元会社で経理を担当している地元出身の方など多様な人々が集まっている。
- 本格的に検討している今後の活動は移動支援。村では交通空白地として福祉運送を行っているが、対象が要介護認定者に限定され、元気な高齢者向けのサービスがない。そのため、公共交通空白地有償運送というスキームで移動支援事業を計画中。
- この活動を通じて、東白川村が、移住しやすい、仕事のしやすい場所だと多くの人に知ってもらい、東白川村やその周辺の地域で暮らす人たちがもっと増えることを願っているそうだ。



- 三重県四日市市で、放置された荒廃山林を整備し、キャンプ場を経営。
- きっかけは、「四日市は31万人のまちなのに、テントを張れるキャンプ場が一つもない。なんとかならないか。」という相談を四日市市議（現理事）が受けたこと。
- その後、本業を持つ仲間とともに、不法投棄が目立つ1万4千ヘクタールの市有地の山林・原野を借り、2年間かけて木を1本ずつ切りながら山を開墾し、野営キャンプ場を立ち上げた。
- 令和2年にNPO法人を設立するも、出資とともに雇用契約を結ぶことで一定の責任を持ちながら皆で働く労働者協同組合に魅力を感じ、令和4年10月、NPOの法人格を残しつつ、労働者協同組合を設立。
- 現在は、近隣の市町村から放置された荒廃山林の整備やキャンプ場経営を通じたまちおこしの相談が届いている。
- 今後、「キャンプ場×環境保全×自然観光×地域振興」というかけ算を、協同労働の仕組みとともに広げていきたいという。



つくば労働者協同組合（令和7年1月設立）

- 米の生産・加工・販売や、休耕地・耕作放棄地の整備などを行う労働者協同組合。
- つくば市内で長年稲作に携わってきた3名の兼業農家が、地域農業の高齢化と耕作放棄地の増加に危機感を抱き、引退を機に共同で課題解決に取り組むべく組合を設立。
- 運営は極めてフラットで、SNSを活用した日常的な意見交換により迅速に意思決定を行っている。
- 少人数ゆえに意見の調和がとれやすく、対等な立場で気軽に話し合える働き方が組合員の大きな魅力となっている。
- つくば市からの各種サポート（※）を受けたことがスムーズな労働者協同組合の設立に繋がった。

※つくば市での労働者協同組合に対するサポート

- 労働者協同組合運営費補助金
（最初に交付を受けた年度を含めて5年度間のうち3回、毎年度60万円を限度として、補助対象経費の1/2までを補助）
- 労働者協同組合に関する相談窓口の設置
- 労働者協同組合のセミナーの開催



つくば労働者協同組合で耕作を行っている水田



五十嵐つくば市長（右から2人目）と組合員
（写真提供 つくば市）

労働者協同組合パンプアップせきかわ（令和5年7月設立）

- 新潟県関川村で、かぼちゃ等の農産物の流通・加工・インターネット販売を実施。
- メンバーは、民間企業から出向中の関川村役場の職員、東京からの移住者である同役場の職員とその妻である地域おこし協力隊員及びロシア人AI系プログラマーの4名。**
- 関川村は県内でも有数の米産地であるが、お米だけではなく、他の作物も生産を進めようと、地域の農家と契約を結び、「甘旨（あまうま）」という、かぼちゃの生産を開始。
- 昨年8月の水害でかぼちゃの生産に大きな影響を受けたが、ペースト化してスイーツの加工を開始。今では、はちみつのフィナンシェも加工し、県内外のスーパーへの販売ルート開拓に成功。これに伴い、生産農家も増加。
- 介護予防事業で集まる高齢者にかぼちゃをみかく作業を協力してもらうなど、他分野との連携も推進。
- メンバーは労働者協同組合は「平等、民主的で地域を元気にするにはよい制度」と語る。

